



市営住宅などの入居者を募集します（8月定期募集）

募集案内をご覧の上、郵送（一部オンライン申請可）でお申込みください。

募集概要や申込方法など詳しくは、市HPをご覧ください。



申込期間：8月3日(月)～7日(金)

問 住宅課 ☎537-5977

第2大分市営住宅管理センター受付

（本庁舎地下1階 ☎536-2555）

抽選日時・会場：8月17日(月) 午前9時30分～ アートプラザ研修室

定期募集

◎市営住宅

〈大 分〉上田町51…1戸▲、羽田H4…1戸、
下郡H6…1戸、中の瀬H8…1戸、
中の瀬H10…1戸

〈鶴 崎〉関園40…1戸▲、皆春63…1戸

〈植 田〉下芹40…1戸▲

〈坂ノ市〉日吉原H9…1戸

◎従前居住者用賃貸住宅

〈大 分〉駅南住宅みやびのもりH10…1戸★▲

修繕前募集

◎市営住宅

〈大 分〉下郡62…1戸▲

随時募集

◎市営住宅

8月3日から受付開始

〈鶴 崎〉下徳丸H7…1戸

〈大 南〉川床H4…1戸

〈佐賀関〉馬場H2…1戸▲

申込受付中（先着順）

〈大 分〉新川町49…1戸（母子世帯向）

〈佐賀関〉秋の江第二57…1戸▲

◎特定公共賃貸住宅 申込受付中（先着順）

〈大 分〉ベルビュ賀来…26戸■

〈佐賀関〉古宮団地…1戸■

〈野津原〉リバーサイド新界…5戸■

住宅課受付（本庁舎6階）

抽選日時・会場：8月18日(火) 午前9時30分～ 本庁舎9階第1入札室

定期募集

◎地域特別賃貸住宅

〈大 南〉たけなかの里（2階建て）…1戸★、
たけなかの里（平屋）…1戸★

市営住宅管理センター受付

（城崎町一丁目2-3 ☎533-1674）

抽選日時・会場：8月18日(火) 午後1時30分～ 県住宅供給公社5階会議室

定期募集

◎市営住宅

〈大 分〉裏川54…1戸、東明野H2…1戸、
明礪H3…1戸

〈植 田〉敷戸H19…1戸▲、敷戸H23…1戸▲、
敷戸南R1…1戸▲

修繕前募集

◎市営住宅

〈鶴 崎〉小池原50…1戸▲

〈植 田〉敷戸48…2戸▲、寒田52…1戸▲

随時募集

◎市営住宅

8月3日から受付開始

〈鶴 崎〉小池原50…1戸▲

〈敷 戸〉敷戸H19（新棟）…1戸

申込受付中（先着順）

〈植 田〉小原53…1戸（身障世帯向）



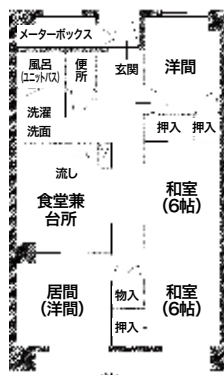
▲…単身者も申込み可 ★…中堅所得者も申込み可 ■…中堅所得者のみ申込み可

中堅所得者向け特定公共賃貸住宅

※特定公共賃貸住宅は単身者での申込みはできません

ベルビュ賀来

所在地：賀来南一丁目4番1
間取り：4DK（和室2・洋室2）



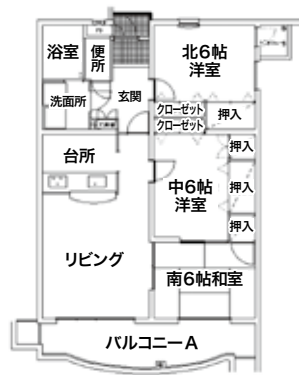
古宮団地

所在地：大字佐賀関276番地の1
間取り：4LDK（和室2・洋室2）



リバーサイド新界

所在地：大字廻栖野2536番地
間取り：3LDK（和室1・洋室2）



国民健康保険のお知らせ

国保

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんがお互いに支え合う仕組みです。納付いただく国保税は、国保事業の最も重要な財源になっています。今回は、国保の給付事業や保健事業などについてお知らせします。後期高齢者医療保険に加入の人は、資格確認書または資格情報のお知らせ郵送時にしおりを同封していますのでご確認ください。

問 国保年金課 ☎537-5735

新しい国民健康保険資格確認書などは届きましたか

国民健康保険加入世帯に、8月1日(土)から使用できる資格確認書などを7月に送りました。

マイナ保険証を持っていない人

資格確認書(薄い朱色・カード型)を特定記録郵便にて送付

マイナ保険証を持っている人

資格情報のお知らせ(A4サイズ)を普通郵便にて送付

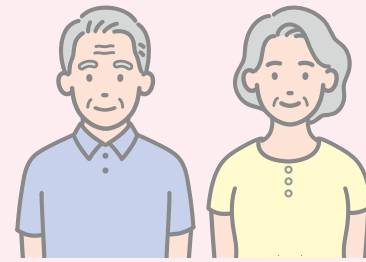
該当者で、まだ届いていない人は、国保年金課(☎537-5736)へ連絡してください。

医療費の自己負担割合

病院などの窓口でマイナ保険証を利用または資格確認書を提示すれば、下記の自己負担割合で診療を受けることができます。

自己負担割合

70歳～74歳までの人



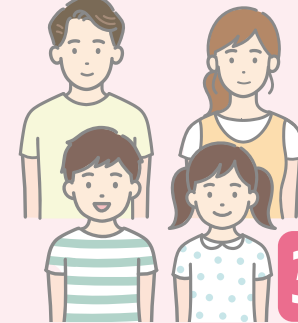
本人または同一世帯の
70歳以上の国保加入者に
住民税課税所得が
年額145万円以上ある人

3割

住民税課税所得が
年額145万円未満の世帯

2割

就学児～70歳未満



3割

未就学児



2割

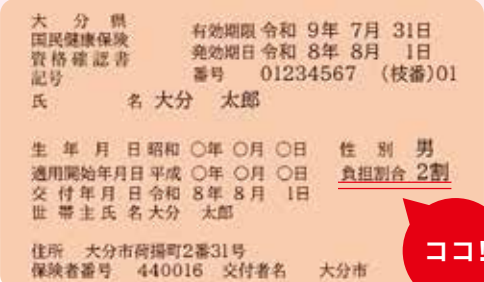
国民健康保険が使えない場合

- 健康診断や人間ドック、予防注射
- 仕事上の病気やけが(労災保険の対象となるもの)

給付が制限されるもの

- けんかや泥酔などでのけが

▼ 資格確認書



ココ!

医療を上手に受けましょう

医療費の使い方を一人ひとりが考えることが大切です。

- 1 かかりつけ医を持ちましょう。
- 2 時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
- 3 重複受診や必要以上の転医はやめましょう。
- 4 かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう。薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえ、薬歴を把握した上で助言が受けられるなど多くのメリットがあります。

一部負担金の減免など

災害など特別な事情が過去6カ月以内に生じたことにより収入が一定額以下になった場合、医療機関に支払う一部負担金の減免や徴収猶予を受けられることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

